

## 2 ボランティア分野



## ボランティア活動の推進

市 VC は、昭和 60 年に戦災復興記念館内に開所し、ボランティア活動の振興を図るため、さまざまな事業に取り組んできました。ボランティア活動の範囲は非常に幅広く、また求められる活動も年々変化してきており、今では地域課題に対応した市民活動のほとんどがボランティア活動とも言えます。

市 VC では、ボランティア活動を必要としている方とボランティア活動を希望している方をつなぐことを中心に、ボランティア養成講座の開催、ボランティアからの相談対応、団体同士の情報交換会の開催、フードバンク・フードドライブ支援、さらには企業の社会貢献活動と地域とを結ぶ取り組みなどを進めています。

## 事業の特徴

市 VC では、その時代に合ったボランティア活動を推進し、活動者が安心してよりよい活動ができるよう、事業を推進してきました。その時々のニーズに合わせて企画を進め、活動者が活動しやすいように、講座・研修・フォーラム・セミナー・懇談会・ネットワーク会議等を開催し、情報共有の場の提供や新しい取り組みを提案できる機会等を広げ、ボランティア活動を推進しています。

ボランティア活動には決まった形ではなく、一方に活動を希望している方がいて、一方にボランティアを必要としている方のニーズがあって、活動の内容が決まっていきます。本会では、住民をはじめ、町内会・地区社協・民児協・学校・企業・官公庁・市民活動団体・中間支援組織などの地域での関わりのなかで、本会が有する新しいニーズをキャッチする力を最大限に生かして、地域の生活課題にいち早く気づき、さまざまな活動組織と接点を持ちながら関係者と協働関係をつくり、先駆的かつ幅広い活動に努めています。

## 事業創設の経緯

我が国におけるボランティア活動は、昭和 45 年ごろにおいては主婦層を中心でしたが、昭和 55 年ごろになると学生も参加するようになりました。その後昭和 60 年度に国庫補助事業として福祉ボランティアのまちづくり事業（通称ボラントピア事業）が始まり、仙台市がその指定を受け、本会が受託することになりました。この事業は、ボランティア活動が自主的かつ永続的に展開できるような拠点の整備と、多くの市民によるボランティア活動への参加と理解を促進していくこうとするものでした。

市民の間でもこの活動の機運が高まり、グループや個人で活動しているボランティアが相互につながり、情報交換の場づくり、機関紙の発行や研修会の開催などに連携して取り組む、市民協働型の仙台市ボランティア連絡協議会が結成され、活動推進の後押しが始まりました。

## 「仙台市ボランティア連絡協議会発足」

60・7・8



結成総会の役員紹介風景

数多くのボランティアの方々がグループを組織し、あるいは個人ボランティアとして日夜活動しております。グループあるいは個人で活動されておられても、さらにもつと効果的な活動をするためにボランティアはお互いに「共通の場」をつくることによって、横の連携、互いの情報交換あるいは機関紙の発行、研修会の開催などを行い、ボランティアの紹介や情報の提供等を行い活動の活性化を図り、自らの問題解決が果せるのではないか。この「共通の場」が、ボランティア活動が一部の分野の活動ではないということを多くの方に理解してもらい、点から線へ、そして面へと活動を広げる窓口として、仙台市ボランティア連絡協議会(但木卓郎会長)が発足した。

### 仙台市ボランティア連絡協議会発足の記事

昭和61年3月15日発行「ボラントピアせんだい創刊号」より

ボラントピア事業がスタートする以前は、本会事務局でボランティア相談等を行っていましたが、このボラントピア事業を通じ、全市民ボランティアを目指す活動拠点として昭和60年12月27日に市VCが開所し、ボランティア活動支援が本格的に始まりました。

## ボランティアセンターがオープン！



62-7294 なんでもふくし

仙台市社会福祉協議会は、従来、ボランティア相談などを事務局の中でセンターの役割をしてきましたが、福祉のまちづくりのために、それをさらに充実した活動拠点となるよう、仙台市戦災復興記念館地下に、ボランティアセンターをオープンしました。(月～土 AM 10:00～PM 4:30・相談員配置)

・ボランティア活動をしてみたいと考えている方  
・ボランティア活動つて、何んだろ？と思っている方  
・これから活動をしてみたいと考えている方

市VCオープンの記事 昭和61年3月15日発行「ボラントピアせんだい創刊号」より

## 事業の変遷

### ■開始期（昭和60年度～）

市VCが設置された当時の活動は、ボランティアの啓蒙を目的とした事業が中心で、ボランティア活動者の交流と研修を目的とした「ボランティア交流・研修のつどい」や「ボランティア活動推進のつどい」を開催し、150名から200名ほどの参加がありました。また、ボランティア活動に関する調査を実施し、調査結果を踏まえて「ボランティア教室」の内容に施設見学や体験学習会を加えたり、開催時間を昼の部と夜の部とに分けたりといった工夫を行っていました。

なお、昭和62年度の調査によれば、ボランティア活動者数は、登録団体数が68団体で2,100名、個人は32名となっており、市VCへの相談件数は479件でした。

## 1 ボランティア交流・研修のつどい



「ボランティア交流・研修のつどい」や「ボランティア活動推進のつどい」昭和63年5月16日発行「仙台市ボランティアセンター活動のあゆみ」より

## 2 ボランティア活動推進のつどい



## 発展期（平成2年度～）

平成2年度以降、地区社協では福祉委員会を中心に、ひとり暮らし高齢者の方へのふれあい食事サービスや友愛訪問などのボランティア活動が行われるようになりました。全国的に、福祉政策が施設福祉から在宅福祉へと大きな変革が求められていた時代でした。

市VCでは、地区社協が主催する福祉委員やボランティアを対象とした研修を、地域で開催できるように企画段階から支援を進め、講師として職員を派遣する取り組みなどを行っていました。

この頃には、ボランティア活動に関心を持つ層は20代・30代にも広がり、ボランティア活動団体や個人からのニーズも増え、「ボランティアリーダー研修会」や「ボランティア担当職員・施設連絡会」「広報紙づくり研修会」等を開催し、ボランティア教室の昼の部は主に主婦層向けに、夜の部は主に企業・大学生・高校生向けに行い、ロールプレイやグループワークを行うとともに、社会福祉施設でのボランティア体験学習や障害者・高齢者疑似体験などを取り入れ、参加者層のニーズに合わせたプログラムによりボランティア活動の支援を行っていました。

ボランティア教室の紹介記事  
平成6年3月15日発行「社協だよりNo. 45」より

### 成長期（平成7年度～）

平成7年1月17日未明に阪神・淡路大震災が発生し、全国から多くのボランティアが被災地・被災者支援に駆けつけました。後にボランティア元年と呼ばれる年となります。この時を機に、世代を超えたボランティア活動の機運が高まります。そのような時代背景のなか、平成8年度には各区事

務所に区 VC を開所し、ボランティア活動を結び付けるマッチングやボランティア保険の受付、ボランティア講座などを開始しました。また、平成 15 年度には、市 VC の情報閲覧の充実を図るとともに、活動者の交流スペースや相談スペースを設置し、平日は 19 時まで開所時間を延長するとともに、土曜日も 17 時まで開所することにしました。

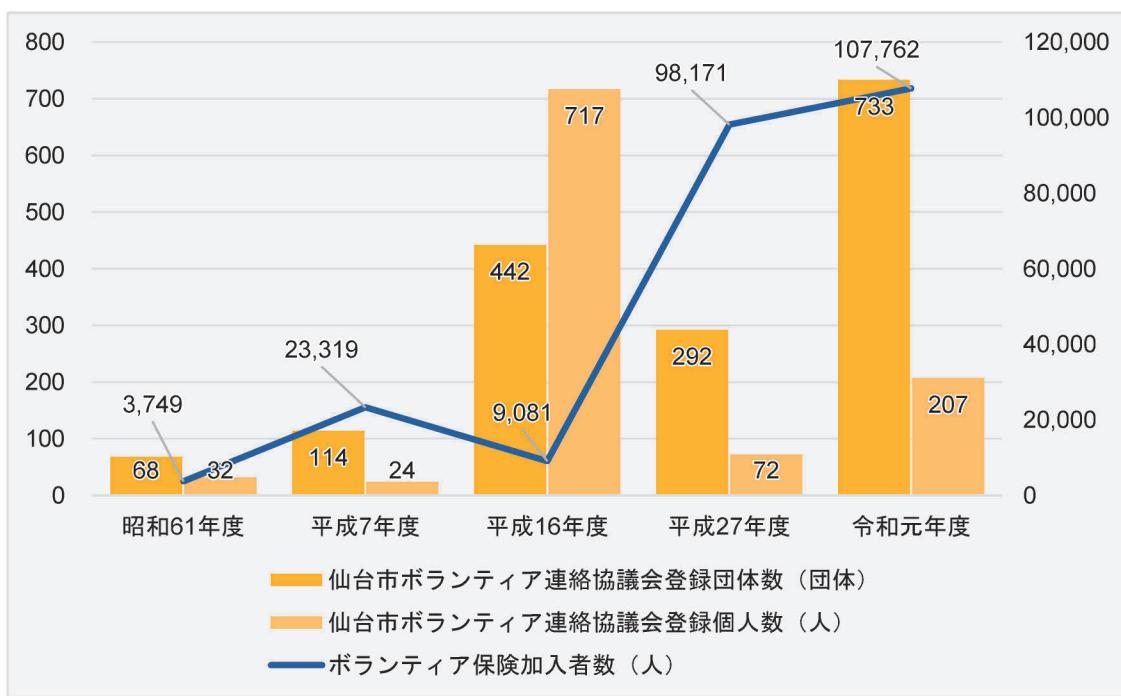
なお、この平成 7 年の阪神・淡路大震災から約 10 年の間に、NPO 法の成立や福祉教育の充実も重なり、市 VC への団体登録数が増加し、平成 16 年には 442 団体（18,221 名）、個人登録者数は 717 名になりました。

## ■ 転換期（平成 17 年度～）

平成 17 年ごろから、市 VC への団体数や個人登録数は減少していきます。一方で、「災害ボランティアセンター設置・運営体制整備事業」が始まり、災害に特化したボランティアの育成を推進したこと、ボランティア保険の加入者数は増え、組織に属さずにボランティア活動をする方々が増加しました。

これまで、幅広い層を対象にボランティア講座を開催してきましたが、参加者が減少してきたことを踏まえ、ボランティア活動者の立場でボランティア希望者への相談、団体活動や運営に関する相談を受けることができる人材育成に力を入れるようになり、「ボランティアコーディネータースキルアップ講座」や「ボランティアアドバイザー継続研修」等を進めていました。

また、IT 化が進むなかで情報提供や連絡調整に使用する媒体も変化し、紙面だけではなく電子媒体で情報を発信することが広がっていきました。



ボランティア登録数とボランティア保険加入者数からみるボランティア数の推移

## 事業の現在の姿

毎年のように発生する自然災害を背景とした災害ボランティア活動の広がり、学校によるボランティアの単位認定制度の取り組みや SDGs の普及により、再びボランティア活動全体に対する意識が高まり、ボランティア登録団体数は増加する傾向となっています。社会全体の動向は、企業や学生のボランティア活動に対する意識や取り組み方等にも変化をもたらしています。

そのようななかで、地域の希望と企業・団体ができる活動をつなぐためのホームページ「地域の資源とニーズを繋ぐマッチングポータルサイト」を運営し、また、企業も対象としたセミナーの開催を通じて、社会貢献活動やボランティア活動に取り組みやすくなるように情報提供を行っています。在仙大学とは「ボランティア活動の連携・協力に関する協約（パートナーシップ協約）」の締結を拡大し、大学と連携して学生によるボランティア活動の推進を図っています。

近年では、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けて、対面での活動が難しくなっている状況のなかで、非対面型の新しいボランティア活動を検討しています。ボランティア活動者がよりよく活動できるように、市 VC で行う事業はその時代時代に応じた柔軟性が求められています。

# 福祉学習（福祉教育）の推進

「福祉学習」（以前は福祉教育<sup>\*</sup>と称していました。）とは、子どもたちの健全な育成を進めるとともに、地域住民の学びを通じて地域福祉の推進を図るもので、地域に暮らす全世代を対象とした取り組みです。本会の福祉学習（福祉教育）に係る事業は、昭和60年の市VCの開設に合わせて始まりました。高校生や大学生を対象とした事業からスタートし、数年後には中学生や小学生まで対象者を広げていきました。昭和62年に始まった「ボランティア体験学習会」は、現在は「夏のボランティア体験会」となって、また、平成初期に始まった車いすや白杖体験などの障害疑似体験はキャップハンディ体験や障害当事者の講話となって現在に至っています。

※教育という言葉には指導的なイメージもあることから、平成31年度には、福祉教育推進事業から福祉学習推進事業に名称を変更しています。

## 事業創設の経緯

我が国における福祉教育は、昭和52年度に国庫補助事業として「学童・生徒のボランティア活動普及事業」（「ボランティア協力校」制度）から始まります。その後、昭和55年に宮城県社協が、学校における福祉教育事業を開始し、仙台市では小松島小学校及び宮城野中学校の2校が指定を受けていました。

本会では、昭和60年から福祉教育に係る事業を進めることになりました。次表は事業開始当時の動きです。

年	内容
昭和60年	市内及び近郊の中学校、高等学校を対象にボランティア活動の状況について実態調査を行った。
昭和61年	福祉教育の理解、普及を図るため、「福祉教育推進連絡会」を立ち上げた。この連絡会は、後に「福祉教育推進会議」となり、より具体的な取り組みを考える場となった。
昭和62年	高校生対象に、福祉施設でボランティア体験を行う「高校生のボランティア体験学習会」や障害疑似体験などを行う「高校生ボランティア教室」を開催するとともに、大学生自らボランティア教室を企画する「大学生ボランティアのつどい」を開催した。
平成元年	仙台市において、福祉教育の普及促進と活動推進の一環として、学童・生徒のボランティア活動普及事業が始まり、本会では、ボランティア協力校（指定期間は3年間）の指定を開始し、助成金の交付やボランティア活動への協力を推進し始めた。

## 事業の変遷

### ■ 大学生ボランティアのつどい

昭和62年に始まった「大学生ボランティアのつどい」は、大学生ボランティアグループと社会福

祉施設のボランティア担当職員を対象に、グループでの懇談を通じた意見交換などの交流を行っていました。平成初期においては、若者のボランティア活動への関心が高まり、大学生ボランティアグループが増加していた背景もあり、100 人以上の参加がありました。

## ボランティア協力校と障害理解

小・中・高等学校において、児童・生徒に対し、思いやりや相手の立場になって考えられるボランティアの心を育むことを目的に、全校を対象にボランティア協力校の指定を順次進めることを通して、福祉教育の対象は高校生や大学生だけでなく、小・中学生まで広がりました。

そのような中で、平成 2 年からは小・中学生を対象とした「ワークキャンプ」を開催しました。ワークキャンプは、児童・生徒及び教員の参加を得て、ボランティアに関する講義や特別養護老人ホームでの介助に係るボランティア体験などの施設体験、車いすやアイマスクを使い障害のある方の立場になって考えるキャップハンディ体験を一泊二日のプログラムで行うものです。第 1 回目は、5 つの小学校、4 つの中学校から児童・生徒・教員合わせて 25 名の参加でしたが、平成 7 年には、全 4 回開催で計 182 名の参加を得るまでになり、平成 12 年からは区 VC の主催事業となりました。



平成 7 年度開催のワークキャンプの様子



平成 6 年度開催の福祉教育研修会の様子

平成 4 年からは、ボランティア協力校において障害者の気持ちになって考える「キャップハンディ体験会」が開催され、その後、学校だけではなく、子ども会や PTA、教員などに対象を広げて開催するようになりました。また、教員向けには、福祉教育への理解を深め、そのあり方について検討する「福祉教育研修会」も開催しました。

さらに、「キャップハンディ体験学習指導者養成講座」を開催し、学校等で行うキャップハンディ体験会にインストラクターとして派遣する指導員の養成・登録を行い、養成講座修了者を指導員として学校等に派遣する事業が展開し、令和元年度まで続けました。

平成 27 年には、障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくっていく共生社会の考え方が重視され、障害について正しく理解する必要性の観点から、障害者差別解消法が施行されました。この動きを受け、キャップハンディ体験の見直しが行われ、インストラクターの派遣は終了し、障害当事者が講師となって受講者とともに「障害とは何か?」を考えるプログラムを展開するようになりました。

## ■ 福祉紙芝居の制作

紙芝居を通して、やさしさと思いやりの心を育めるように、児童・児童を対象とした「福祉紙芝居」を平成6年に2作品制作し、その後合計10作品を目指して年1冊ずつ制作しました。制作した福祉紙芝居全10巻を、幼稚園・保育所・児童館・市民センター・ボランティアグループに配布し、福祉教育の理解促進を図りました。



福祉紙芝居「あしたてんきになあれ」

年	制作タイトル	テーマ
平成6年	あしたてんきになあれ / だーれのて	社会の中でのつながりや支えあい
平成7年	白い杖のおじさん	少年達と視覚障害者のふれあいと思いやり
平成8年	おとうさんのひみつの木	生命の大切さ
平成9年	おっぴちゃんはまほうつかい	異世代間のふれあい
平成10年	ともだちきねん日	車いすと社会のバリアフリー
平成11年	どうする？どうする？みんななら	主人公の男の子が遭遇する生活の課題をみんなで考える
平成12年	やっくんのおたんじょうび	命・愛の大切さ
平成13年	どんぐりころころ	環境問題
平成14年	ちきゅうのなかまとなぞなぞなーに？	共存・なかま意識

表:福祉紙芝居制作タイトル・テーマ一覧

## ■ 高校生のボランティア体験学習会（夏のボランティア体験会）

昭和62年から始まった「高校生のボランティア体験学習会」は、参加者数や参加者の受け入れに協力いただける受入福祉施設の数が年々増加し、参加者数は平成8年には500人を超え、受入協力福祉施設数は平成10年には100か所を超えるました。

平成13年からは、事業名称を「夏のボランティア体験学習会」とし、参加対象者を中学生から社会人まで広げ、平成18年からは、参加者を対象とした交流会も開催しました。平成22年からは、事業名称を「夏のボランティア体験会」とし、新たに専用のホームページを開設して広報、周知の充実・強化を図りました。

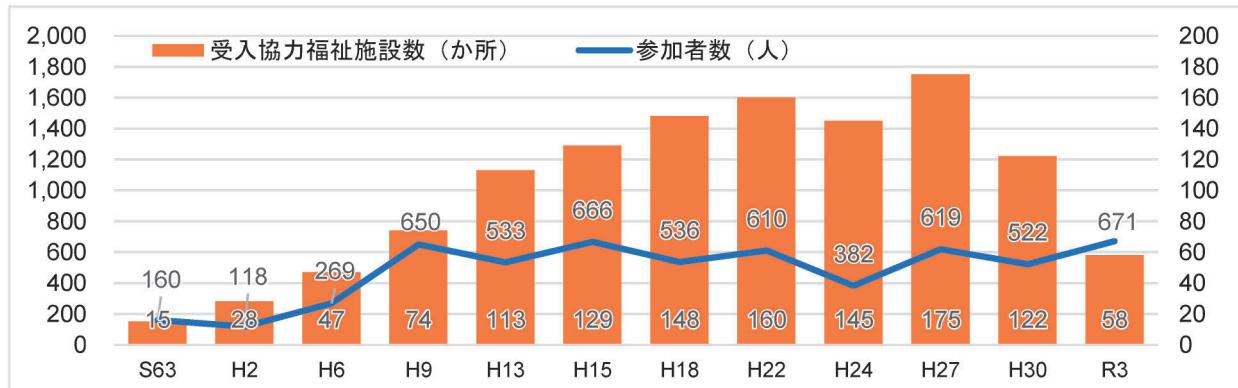


図:高校生ボランティア体験学習会(夏のボランティア体験会)の参加者数・受入協力福祉施設数の推移  
(※概ね3年ごと)



平成6年8月16日撮影



平成17年9月発行「社協だより No.67」より



平成29年撮影

高校生のボランティア体験学習会(夏のボランティア体験会)の様子



令和3年撮影

## 事業の特徴と現在の姿

福祉教育から、福祉学習へと事業名称は変更しましたが、事業の基本的な考えは今でも変わりません。地域に暮らしているさまざまな人々と関わり、多様な生き方に触れ、命の大切さや思いやりの心、相手を理解する心を育むことを目的とした体験を通し、将来のボランティア活動へつなげていくことを期待するものです。

ここ数年は、仙台市教育関係部局と連携を図りながら学校への理解、周知を進めており、プログラムについても、一方的な講話や障害者・高齢者疑似体験だけでなく、障害当事者からの実体験や地域で活躍している高齢者の活動についての講話、グループワークなどを取り入れたものへと変化してきています。

夏休み期間における大きなイベントにもなっている夏のボランティア体験会は、参加対象者を広げ、市内在住もしくは市内に通勤・通学している中学生以上の方を対象としており、この体験をきっかけとして継続的なボランティア活動への参加促進と地域を支える担い手の育成を目指しています。

学生のボランティア活動については、ボランティア保険の受付や相談等からも参加意識は数多くあると思われます。今後も活動しやすい時間・場所・内容等を模索し、さまざまな方との出会いの場を提供していくことに重点を置いて事業を進めます。

また、ボランティアの受け入れ先がこれまでの施設中心から、地域活動や子ども食堂、ボランティア団体へと多様化している一方で、新型コロナウイルスの感染拡大により、受け入れ先は減少しています。非接触型でできる活動のあり方や、在宅高齢者や障害者の課題を踏まえて、何が求められているかについて検討を進める必要があります。

## 災害ボランティア

災害が発生した際に、本会では仙台市からの要請を受けて、災害 VC を設置・運営することになっています。

災害 VC は、台風等による風水害や地震、津波などの災害が発生した場合、被災地の支援ニーズの把握・整理を行うとともに、支援活動を希望する個人や団体の受け入れ調整やマッチング活動等を行います。そのため、本会では平時から仙台市や近隣市町村社協、NPO、関係機関・団体等との協力体制の構築・強化に努めるとともに、「災害 VC 運営センター」の養成・登録や「災害 VC 設置運営訓練」など、災害に備えた取り組みを進めています。

## 事業の特徴

災害 VC は、仙台市の要請に基づき社協が中心となり運営する災害復興支援に特化した臨時の VC で、被災者・被災地支援を目的としたボランティア活動を効果的・効率的に行うためのものです。

阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、新潟県中越沖地震の発生や、宮城県沖地震の 30 年以内の発生確率が 99% と言われていた経緯もあり、平成 16 年に災害 VC 設置・運営体制整備事業を開始し、以下の取り組みを行いました。

- 行政や関係機関との連携による被災者総合支援の体制づくり
- 全社協、県内社協、及び仙台近隣市町村社協と連携した相互支援体制づくり
- 災害 VC 運営スタッフや災害ボランティア活動者の養成
- 災害 VC の機能や役割の周知・広報

## 事業創設の経緯

昭和 53 年に発生した宮城県沖地震（マグニチュード 7.4）の経験はもとより、歴史をひもとけば宮城県沖を震源域とするマグニチュード 7.3 から 8.2 程度の大地震が繰り返し発生していたことが知られており、加えて宮城県内に多くの被害をもたらした宮城県沖地震の発生から既に 30 年近く経過していたこともあり、近い将来再び大地震が起きることが懸念されていました。

そのため、仙台市では来たるべき宮城県沖の地震に備えた体制作りが急務となっており、その一環として平成 16 年に宮城県・仙台市・本会の 3 者で「大規模災害時における市町村災害ボランティアセンターの設置・運営に関する覚書」を締結し、災害 VC 設置・運営体制整備事業が開始されました。

# 事業の変遷

## 東日本大震災以前における災害ボランティアセンター運営体制整備事業の進展

年度	主な内容
平成 16 年	宮城県・仙台市・本会の 3 者で「大規模災害時における市町村災害 VC の設置・運営に関する覚書」締結（災害 VC の設置運営の目的や各機関の役割及び協力関係を明文化） 本会が仙台市災害 VC の運営主体となり、仙台市災害 VC 設置場所が福祉プラザとなる 各区に災害 VC を置き、仙台市災害 VC との体制・業務分担の方向性が固まる
平成 17 年	区災害 VC ・ 区災害 VC ブランチの設置場所候補地選定作業を開始 災害時の通信規制から除外される優先発信可能な携帯電話の配備や災害時優先通信可能な専用電話回線の設置など、災害 VC で使用する備品、消耗品を整備 災害 VC のホームページを開設 災害ボランティアコーディネーター登録制度を発足し、160 名以上が登録 災害ボランティアコーディネーター対象の情報交換会を開催 「災害 VC に関する近隣市町村社協との連絡会」を開催し、近隣市町村社協と協力体制を構築する 「仙台市災害 VC 設置・運営マニュアル」を作成
平成 18 年	仙台市災害 VC 職員研修会の開催 災害 VC 設置運営訓練連絡会の開催 仙台市災害 VC 設置・運営マニュアルに基づき、区災害 VC 設置を想定した仙台市災害 VC 設置運営訓練を実施 福祉プラザ 3 階に災害 VC 資材庫を新設 災害ボランティアコーディネーター養成講座及び災害 VC 活動を担うボランティアを養成する講座を開始
平成 19 年	市内 16 公共施設が区・総合支所管内の災害 VC 設置予定施設に決定される 「災害 VC 設置準備研究会」（災害ボランティアコーディネーター連絡会）を開催するとともに、登録災害ボランティアコーディネーターと、職員とのネットワークづくりを進める 仙台市・市内各区災害 VC 設置運営訓練に向けた職員研修を実施 市災害 VC 設置運営訓練を実施 仙台市と本会の 2 者で「大規模災害時における災害 VC 設置・運営に係る確認書」を取り交わす 「災害 VC に係る設置要請及び施設提供に関する事務取扱要領」が制定される
平成 20 年	市内各区支部災害 VC で単独の設置運営訓練が実施される 7 市町村社協から仙台都市圏域 15 市町村社協に拡大して「災害 VC に関する連絡会」を開催し、近隣市町村社協との協力体制を強化 「災害ボランティア対応機関・団体連絡会」を開催し、仙台市障害者福祉協会、仙台国際交流協会、仙台市、日本赤十字社宮城県支部、東北福祉大学地域減災センター、本会の 6 団体から計 16 名が参加し、災害ボランティアに対する取り組みについて報告等を行う
平成 21 年	仙台都市圏域等 15 市町村社協と「仙台都市圏域等市町村社会福祉協議会災害 VC の相互支援に関する協定」締結
平成 22 年	「仙台都市圏域等市町村社会福祉協議会災害 VC の相互支援に関する協定」の強化として以下①から⑤を実施 ①担当者会議の実施（年 4 回） ②幹事会の実施（年 2 回） ③合同研修会の実施 ④災害 VC 設置運営訓練への相互参加 ⑤災害 VC 設置・運営マニュアル作成勉強会実施 3 月 11 日 東北地方太平洋沖地震発生（東日本大震災） 3 月 15 日 仙台市災害 VC ・ 宮城野区災害 VC 立ち上げ 3 月 16 日 若林区災害 VC 立ち上げ 3 月 19 日 太白区災害 VC 立ち上げ 3 月 20 日 青葉区災害 VC 立ち上げ 3 月 26 日 泉区災害 VC 立ち上げ
平成 23 年	4 月 27 日 南部津波災害 VC ・ 北部津波災害 VC 立ち上げ 6 月 1 日 南部・北部津波災害 VC を統合し、仙台市津波災害 VC を新たに設置する 8 月 11 日 復興支援 “EGAO (笑顔) せんだい” サポートステーション立ち上げ、被災者支援の相談やボランティア活動のコーディネート、情報提供などを開始する



若林区災害 VC の様子  
(平成 23 年 3 月 17 日撮影)

# 東日本大震災と災害 VC の活動

## ■ 東日本大震災

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分、マグニチュード 9.0、最大震度 7 の超巨大地震、東北地方太平洋沖地震が発生しました。同日夜には、仙台市からの要請を受け、本会では市災害 VC 及び市内 5 区に各区災害 VC を開設する準備を進めました。対応する職員や必要とする資材等に限りがあるなかで、被災の程度が激しい区から順次災害 VC を開設することとし、はじめに市災害 VC と宮城野区災害 VC を 3 月 15 日に開設しました。その後 3 月 26 日までの間に、若林区・太白区・青葉区・泉区の順で全区に災害 VC を開設しました。

災害 VC はボランティアニーズや状況の変化に応じて、設置場所の移転・集約など、段階的に機能転換を図りながら活動しました。最初の活動は、地震被害に対する支援要請が中心で、避難所における物資の仕分けや水運び等のライフラインを確保するための支援、家屋の片付けや瓦礫の撤去等の支援でした。背景には、津波被害が甚大だった沿岸部は原則立ち入り不可であったこと、余震による二次被害を予防するため沿岸部へのボランティア派遣が難しかったことなどがありました。

4 月下旬には、地震被害に対する支援要請が減少する一方で、津波被災地域への立ち入りが解禁されたことで、自宅に戻った被災者から泥出し等の支援要請が増加しました。そこで、津波被害に対する支援活動を円滑かつ効果的に行えるように災害 VC の機能転換を図り、各区災害 VC を休所して新たに津波災害 VC を 2 か所設けました。

### 主なボランティアニーズ

- |                  |                       |
|------------------|-----------------------|
| ● 避難所運営補助        | ● 子どもの遊び相手            |
| ● 飲料水や生活用水の給水や運搬 | ● 倒壊したブロック塀等の撤去       |
| ● 日用品等の買い物       | ● 家屋内の片付けや家具の移動、軽微な修繕 |
| ● 泥出し            | ● 浸水した家屋から家財等の運び出し    |
| ● 津波で流された写真の洗浄   | ● 引っ越しの補助             |

6 月になると、復旧活動に関わるボランティアニーズが縮小し、市内 2 か所に開設していた津波災害 VC を宮城野区体育館 1 か所に集約し、名称も「仙台市津波災害 VC」に改めました。復旧だけではなく復興に向けた見通しを持ちつつ、活動することが求められた時期でした。そこで、今後の災害 VC の方向性を検討するため、6 月中旬から約 1 か月かけて、沿岸部の津波被災地域で約 1800 世帯を個別訪問しヒアリングによるニーズ調査を行いました。

8 月からは、7 月 31 日に仙台市内最後の避難所が閉鎖されたことから、仮設住宅等へ移り住んだ被災者を支援する新たな取り組みが必要になりました。災害 VC においては、8 月 10 日に仙台市津波災害 VC を休所し、翌 11 日に市 VC 内に「復興支援 "EGAO (笑顔)せんだい" サポートステーション」(以下「EGAO せんだい」という。) を開設し、災害支援から復興支援へと主軸を移した組織に機能転換を図りました。



写真洗浄ボランティアの様子  
(平成23年4月25日撮影)



ニーズ調査の様子  
(平成23年7月12日撮影)



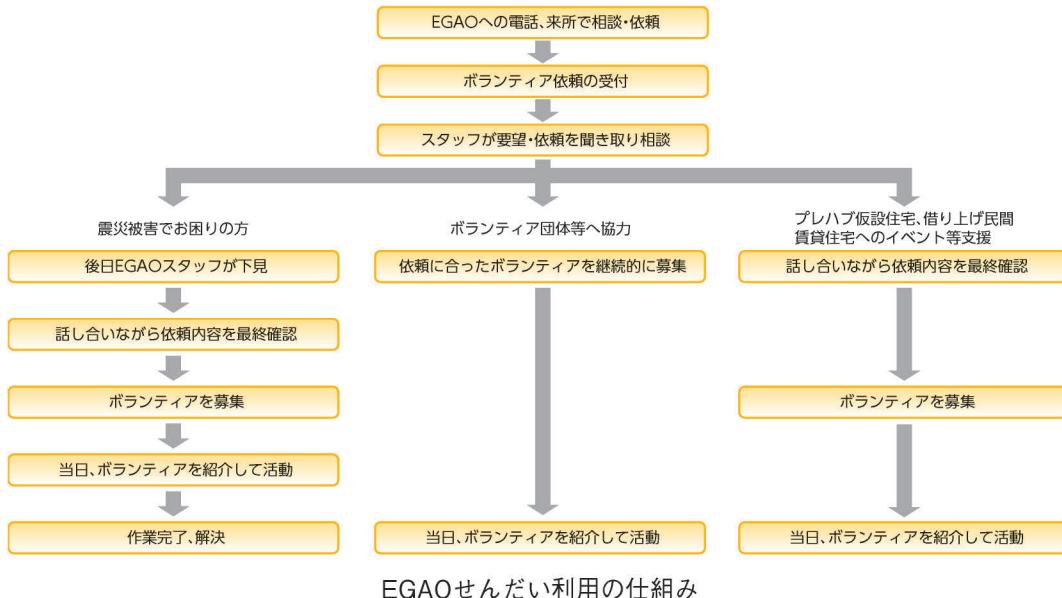
ボランティアへの感謝のメッセージ  
(平成24年1月5日撮影)

## 復興支援 “EGAO（笑顔）せんだい” サポートステーション事業の取り組み

EGAO せんだいは、被災地域の復興と被災者の生活再建等に向けた動きが本格化するなかで、地域社会や被災者個々人からの多様なニーズに応えることを目的に設置されました。その名称には、仙台のまちが EGAO（笑顔）でいっぱいになるように…、ボランティアの支援で笑顔の輪が広がりますよう…といった想いが込められており、被災者とボランティアを結びつけるコーディネート活動や物資・イベントなどの情報提供事業を行いました。

EGAO せんだいの存在により、災害ボランティア活動への理解・協力が進み、ボランティア活動希望者に機会や場所をより多く提供することができるようになりました。また、被災者支援に関する相談窓口として、行政による支援や制度的枠組みではカバーしきれない相談を受け止めるといった役割も担いました。

平成 30 年 4 月には EGAO せんだいは終了し、震災復興及び被災者支援事業は市 VC に一本化されました。



## 東日本大震災後の災害ボランティアセンター運営体制整備事業等に関わる主な出来事

年度	主な内容
平成24年	震災対応の報告書やリーフレット作成
平成26年	国連防災世界会議の関連事業として、仙台市と共に「災害ボランティアフォーラム」開催
平成29年	災害ボランティアコーディネーター登録事業を見直し、新たに「災害 VC 運営サポーター登録事業」と名称・内容を改め、災害 VC 運営サポーター養成講座等を開催
平成30年	復興支援 "EGAO(笑顔)せんだい" サポートステーション終了。復興支援や被災者支援に関するボランティア活動のコーディネート事業を市 VC の事業として一本化した
令和元年	「災害 VC 設置・運営マニュアル」改訂（感染予防体制に関する項目追記）
令和2年	「ボランティアフォーラム～3.11 東日本大震災のボランティア活動を振り返り、考え、つなげよう、未来へ～」を開催 「大規模災害における災害 VC 設置・運営に係る確認書」の変更。青葉区・宮城野区・若林区・秋保総合支所管内の災害 VC 設置予定施設見直し
令和3年	「災害救助法に基づく救助と災害ボランティア活動との調整に関する業務委託契約書」の締結。災害 VC 設置運営に係る人件費・旅費が災害救助法の国庫負担対象となる

## 日本全国の災害と 本会の災害ボランティア活動支援

本会では、県内外の他市町村において災害が発生した場合に災害支援を行っており、平成7年の阪神・淡路大震災以降次のような職員派遣を行ってきました。

発災年月日	名称・種別	被害地域	主な被害	本会の対応
平成7年1月17日	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	近畿	死・不明6,437、傷43,792、住家全壊104,906、半壊144,274	1月～3月 神戸市灘区、中央区への職員派遣(6名)
平成15年7月26日	宮城県北部 連続地震	宮城	傷677、住家全壊1,276、半壊3,809	7月31日～8月10日、8月14日、8月16日～8月17日 矢本町、鹿島台町への職員派遣(15名)
平成16年7月12日～ 平成16年7月21日	平成16年7月 新潟・福島豪雨	新潟・福島	死・不明16、傷5、住家5,518、浸水8,402、耕地13,662	7月28日～7月30日 三条市社協、中之島町社協への職員派遣(4名)
平成16年10月23日	新潟県中越地震	新潟	死68、傷4,805、住家全壊3,175、半壊13,810	10月28日～11月26日 新潟県小千谷市社協への職員派遣(12名)
平成19年7月16日	新潟中越沖地震	新潟	死15、傷2,346、住家全壊1,331、半壊5,710	7月27日～8月1日 柏崎市・刈羽村社協へと職員派遣(4名)
平成20年6月14日	岩手・宮城 内陸地震	岩手・宮城	死17、不明6、傷426、住家全壊30、半壊146	6月26日～6月28日、7月7日～7月9日 栗原市社協への職員派遣(4名)
平成27年9月7日～ 平成27年9月11日	平成27年9月 関東・東北豪雨・台風第18号	四国～東北	死・不明20、傷82、住家7,555、浸水15,782	9月11日～9月30日 大和町社協への職員派遣(延べ63名)
平成28年4月14日、 平成28年4月16日	熊本地震	熊本	死50(ほかに関連死223)、傷2,809、住家全壊8,667、半壊34,719	4月23日～5月15日 熊本市社協への職員派遣(10名、延べ45名)
平成30年6月28日～ 平成30年7月8日	平成30年7月豪雨 (前線・台風第7号)	全国 特に西日本	死・不明271、傷484、住家22,491、浸水28,619、耕地21,168、船舶86	7月12日～8月2日、10月11日～10月17日 広島市社協への職員派遣(11名、延べ46名)
令和元年10月11日 ～ 令和元年10月13日	令和元年東日本台風 (台風第19号)	東日本	死・不明107、傷384、住家79,652、浸水31,021、耕地22,955、船舶452	令和元年10月24日～令和2年1月26日 県内社協(大郷町、大和町、丸森町)への職員派遣(25名、延べ100名)

国内における気象災害と地震被害及び災害時の他市町村社協への職員派遣の経緯

※「本会の対応」以外の各項目は令和3年11月29日発行「理科年表2022」(丸善出版)を参考にしました。

# 事業の現在の姿

## ■ 行政や関係機関、社会福祉協議会との協力体制構築および強化

仙台市や仙台市防災計画で連携している関係機関のほか、協定を結んでいる大学や青年会議所等からの参加者も交えたネットワーク会議を開催し、災害時に備える上で互いの役割について理解と確認を行い、連携が取れる体制を構築しています。また、全国・県内・都市圏域等の社協とは、災害時には被害状況に応じて役割分担して円滑な対応が取れるような体制づくりも整備しています。

## ■ 市民向けの広報活動

市災害 VC 専用ホームページ (<http://www.ssvc.ne.jp/>) や広報誌「ばらせん」等による情報発信・広報活動に努めています。

## ■ 災害ボランティアセンター運営センター養成講座

東日本大震災時に設置運営した災害 VC の実践で得た経験や知識を生かし、これから災害に備える取り組みとして、市民を対象に「仙台市災害 VC 運営センター養成講座」を開催し、人材育成活動を行っています。特に在仙大学とはボランティア活動の連携・協力に関する協約（パートナーシップ協約）を締結し、学生ボランティアを育成する取り組みも進め、センター登録者は学生を含めて全体で 295 人（令和 4 年 3 月末現在）となっています。

## ■ 災害ボランティアセンター設置運営訓練

本会各区・支部事務所では毎年 1 回、災害 VC 設置予定施設において設置運営訓練を開催しています。訓練には行政機関や関係機関の職員、地域住民や災害 VC 運営センターにも参加いただき、地域によってはパートナーシップ協約締結大学の学生や高校生も参加しています。

令和 3 年には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえて、感染予防体制に関する項目が追記された改訂版「災害 VC 設置・運営マニュアル」に沿って訓練を行いました。



平成30年度災害VC運営センター養成講座



令和3年度災害VC設置運営訓練(若林区)



### **3 生活支援分野**

---



# 低所得者の方の自立支援のために（各種貸付事業）

## 1 生活福祉資金

低所得世帯、障害者世帯、または高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とした貸付制度です。宮城県社協が事業実施者であり、本会は受付業務等を受託しています。

### 事業創設の経緯

昭和 20 年代後半、戦後荒廃からの復興期において低所得世帯が急増し、生活保護ボーダー層への対策が大きな社会問題とされるなか、民生委員による世帯更生運動が全国的に展開され、昭和 30 年 10 月に生活福祉資金制度の前身となる「世帯更生資金貸付制度」が創設されました。その後、病気療養費や子どもの教育費等生活全般を視野に入れた制度へと発展し、平成 2 年度から名称は「生活福祉資金貸付制度」に変更されました。

### 事業の変遷

#### 失業者対策機能の強化

厳しい雇用情勢を受けて国が実施した総合雇用対策の一環として、失業者の生活の安定と就業の促進のための「離職者支援資金」が平成 13 年度に創設され、また、平成 15 年度には、「緊急小口資金」「長期生活支援資金」（現在の「不動産担保型生活資金」）が相次いで新設されました。特に離職者支援資金の創設により、生活福祉資金において、日常の生活維持に困窮する世帯を初めて貸付対象とし、生活費を貸し付ける失業者への支援機能が加わり、貸付対象と貸付目的の枠組みが大きく広がりました。

#### 第二のセーフティネットとして

平成 20 年の金融危機、いわゆるリーマン・ショックを契機とした厳しい経済情勢、雇用情勢を受け、「総合支援資金」が新設されました。併せて、資金種類が整理・統合されるとともに、連帯保証人や貸付利率についての要件が緩和され、借受に伴う負担軽減が図られました。

平成 27 年には、生活保護受給者の急増等を背景に、第二のセーフティネット機能強化として、生活困窮者自立支援制度が施行され、同制度の重要な連携先として生活福祉資金が位置付けられました。

# 事業の特徴

## ■ 社会福祉制度・社会保障制度等を補完する役割（他制度優先）

各種資金貸付事業は、生活保護や介護、医療保険、各種年金等の制度適用までのつなぎの意味での資金貸付や、生活保護世帯であっても保護費のみでは対応しきれない一時的な経済的ニーズへの対応などを通じて、各種の社会福祉・社会保障制度等を補完する役割を果たしています。

また、貸付制度として他制度優先利用を原則とし、公的な制度としては最後の受け皿として補完的な役割も果たしています。

## ■ 相談支援の実施

生活福祉資金の貸付にあたっては、原則として社協や民生委員の関わりを前提に、相談から償還が完了するまで、貸付を行うことが世帯にとって有効か、また、貸付の後の困りごとは生じていないか等、世帯の自立に向けた継続した支援が行われます。

## ■ 社会情勢の変化に応じた多様な資金ニーズへの対応

大規模災害や長期的な経済低迷などを含む社会経済情勢の変化に応じ、制度として特例対応や貸付内容の見直しを図ることで、時代に応じた多様な資金ニーズに応えています。

## ■ 現在の生活福祉資金一覧

資金の種類			貸付限度額	貸付対象
総合支援資金	生活支援	生活再建までの間に必要な生活費用（貸付期間：原則3か月、最大12か月）	2人以上の世帯 月20万円以内 単身世帯 月15万円以内	低所得世帯
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な経費	40万円以内	
	一時生活再建費	①新たに就業するために必要な支度費・技能習得費 ②生活を立て直すために転居が必要な場合の転居費用・家具什器費等	60万円以内	
福祉資金	福祉費	①生業を営むために必要な経費	460万円以内	所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯（⑤は障害者世帯のみ）
		②技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得期間が 6か月程度 130万円以内 1年程度 220万円以内 2年程度 400万円以内 3年程度 580万円以内	
		③住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円以内	
		④福祉用具等の購入に必要な経費	170万円以内	
		⑤障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円以内	
		⑥中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円以内	
		⑦負傷または疾病の療養に係る必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が 1年を超えないとき170万円以内 1年を超えて1年6ヶ月以内のとき230万円以内	

資金の種類		貸付限度額	貸付対象	
	⑧介護サービス、障害者サービス等を受けるために必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ⑨災害を受けたことにより臨時に必要となる経費 ⑩冠婚葬祭に必要な経費 ⑪住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ⑫就職、技能習得等の支度に必要な経費 ⑬その他日常生活上一時的に必要な経費	介護サービスを受ける期間が1年を超えないとき170万円以内 1年を超えて1年6か月以内のとき230万円以内 150万円以内 50万円以内 50万円以内 50万円以内 50万円以内		
緊急小口資金	次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 ①医療費または介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき ②給与等の盜難、紛失によって生活費が必要なとき ③年金、保険、公的給付金等の支給開始までに生活費が必要なとき等	10万円以内		
教育支援資金	学校教育法に定められた高等学校、短大、大学または高等専門学校などへ修学するのに必要な経費	高校 月3.5万円以内 高専 月6万円以内 短大・専修学校 月6万円以内 大学 月6.5万円以内	低所得世帯	
	就学支度費	50万円以内(入学時のみ1回限り)		
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活費 要保護世帯向け不動産担保型生活費	現在お住まいの自己所有の不動産に将来にわたって住み続けることを希望される場合にその不動産を担保として生活資金を貸し付ける制度	土地の評価額の7割程度 月30万円以内 居住用不動産の評価額の7割程度(集合住宅は5割)	低所得の高齢者世帯 福祉事務所が要保護と認めた高齢者世帯

## 2 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金

ひとり親家庭の親の自立を促進することを目的として、仙台市から貸付原資の提供を受け、本会が実施する貸付制度です。

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に修学し、就職に有利な資格の取得と就労を目指す人を対象とする入学準備金及び就職準備金と、自立支援プログラムを策定し、就労にむけて意欲的に取り組んでいる人を対象に住居借り上げ資金を貸し付ける住宅支援資金があります。

## 事業創設の経緯

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭の自立促進を目的とした国の就業支援の施策として、平成 27 年度に「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」が創設されました。

# 事業の変遷

## ■ 高等職業訓練促進資金

ひとり親家庭の就業支援施策としては、平成15年度から高等職業訓練促進給付金等事業が実施されてきました。その後、高等職業訓練促進給付金を活用して就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の自立促進を図るため、平成27年度にひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業が創設され、本会においては平成28年度から実施しています。

## ■ 住宅支援資金

令和3年度、新型コロナウイルスの影響が長引くなか、国において非正規雇用・女性・ひとり親世帯等に対する一連の緊急支援策の一つとして、安定就労を通じた中長期的な自立支援や住居確保のための住宅支援資金が創設されました。既存のひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の一部改正という形で国においても要綱が改正されたことから、本会も同様の取り扱いとし、令和3年9月から受付を開始しました。

# 事業の特徴

## ■ 償還免除規定によるインセンティブ方策

高等職業訓練促進資金、住宅支援資金は、貸付ではあるものの、両者とも資金を借受けた後、借受人が貸付要件に定める自立した状態を一定期間維持することを償還免除の要件とし、安定した就労と自立を促す資金です。同様の趣旨から、借受人が自立に向けた取り組みを継続できるよう、要件に該当すれば償還猶予できることにもなっています。

## ■ 住宅支援資金における母子・父子家庭相談支援センターとの連携

住宅支援資金の申請にあたっては、仙台市母子家庭相談支援センターまたは仙台市父子家庭相談支援センターにおいて自立目標・支援内容を設定し、自立支援プログラムを策定することが必要です。制度上、プログラムによる支援と貸付が同じ目標のもと一体的に行われることが求められ、また、貸付要件である「自立に向けて意欲的に取り組んでいる」ことの判断においても、同センターからの情報によるところが重要であり、申込の段階から申込者の情報を共有し、連携した対応が求められます。

## ■ 資金一覧

資金の種類		貸付対象	貸付額
高等職業訓練促進資金	入学準備金	ひとり親家庭の親であり、仙台市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の支給対象者	養成機関入学時に入学準備金として 上限50万円
	就職準備金		養成機関を修了し資格を取得した場合に就業準備金として 上限20万円
住宅支援資金		○児童扶養手当を受給するひとり親家庭 ○母子・父子自立支援プログラムを策定している ○就労に向けて意欲的に取り組んでいる	住宅の家賃(管理費・共益費含む) 実費(1か月当たり上限4万円・原則12か月を上限とする)

### 3 社会福祉資金・入学準備金

低所得世帯を対象に、災害・疾病・出産その他緊急時の出費に必要な資金を貸し付ける社会福祉資金と、入学に必要な資金を貸し付ける入学準備金があります。

### 事業創設の経緯

社会福祉資金は法人設立当初の昭和 35 年 3 月、入学準備金は昭和 44 年 2 月からの実施であり、本会の実施する貸付事業のうち最も歴史の長い事業です。

### 事業の変遷

#### 区社会福祉協議会の設置・組織一体化に伴う取り扱いの変更

区社協設置に伴い、平成 8 年度から平成 26 年度までの間、社会福祉資金及び入学準備金貸付は、各区社協が事業実施者となり、その貸付原資を仙台市社協が各区社協に交付し、各区社協が債権者となって資金を貸し付け、回収業務も行っていました。平成 27 年 4 月の組織一体化に伴い、債権は本会に一本化し、一元管理することになりました。

#### 生活福祉資金制度の改正等による申込件数の減少

生活福祉資金が利用者にとってわかりやすく、かつ資金ニーズに応じた柔軟な貸付ができるよう、平成 21 年度からは資金種類が整理・統合されるとともに、連帯保証人を必須としない等、貸付要件が緩和されました。また、仙台市の就学援助制度の要件が拡充されたこともあり、本会の社会福祉資金、入学準備金の申込件数は徐々に減少し、入学準備金は平成 24 年度以降、社会福祉資金は平成 25 年度以降、貸付実績がない状況が続いている（令和 3 年度末現在）。

#### 事業における課題

制度開始から 50 年以上の歴史を有する貸付制度ですが、前述のように、代替となる制度がある等の理由により、本貸付事業は実施事業としつつも現在は償還業務のみを行っている状況が続いており、存廃も含めて事業の見直しが必要となっています。

#### 資金一覧

資金の種類	貸付対象	貸付額
社会福祉資金	本市に 6 か月以上居住しており、資金の融資を他から受けることが困難な世帯（低所得世帯）	災害・疾病・出産・その他緊急不時の出費に必要な資金 上限 15 万円
入学準備金	本市に 6 か月以上居住しており、現に児童及び生徒を養育し、資金の融資を他から受けることが困難な世帯（低所得世帯）	公立高校 10 万円以内 私立高校 15 万円以内 小・中学校 5 万円以内

## 《灯油貸付・東日本大震災特例貸付・新型コロナウイルス特例貸付》

大規模災害の発生や長期的な経済低迷などの社会経済情勢の変化に応じ、新たな特例貸付制度が誕生しました。

### ●灯油資金貸付

平成 19 年に当時の灯油価格の高騰を受け、社会福祉資金の特例貸付として「灯油購入費貸付」を実施しました。冬季灯油購入費として限度額 20,000 円、無利子・保証人不要とし、平成 20 年 1 月 17 日から 3 月 31 日までの間に約 1,000 世帯に貸付を行いました。

### ●東日本大震災特例貸付

平成 23 年 3 月 11 日発生の東日本大震災の被害の甚大さに鑑み、宮城県・岩手県・福島県において生活福祉資金（緊急小口資金）の特例貸付が実施されました。対象世帯を低所得世帯に限らない被災世帯とし、貸付額も原則 10 万円以内のところ世帯員のなかに死亡者がいる等特別な場合は 20 万円以内とする等、大幅に要件が緩和され、3 月 27 日から 4 月 28 日までの間、受付業務を行いました。ライフラインが完全に復旧せず、連絡手段や体制が混乱する状況下で、大規模な受付会場の設置、応援職員の確保、現金交付等対応は困難を極めましたが、約 1 か月間で 23,000 件を超える申請を受け付けました。

### ●新型コロナウイルス感染症特例貸付

新型コロナウイルス感染症は、令和元年 12 月に中国湖北省武漢市において確認されて以降、世界規模で感染が拡大し、日本においても社会経済に甚大な影響を及ぼしました。国の緊急経済施策として、大幅な要件緩和や非課税世帯の償還免除等を伴う「生活福祉資金（緊急小口資金・総合支援資金）特例貸付」が全国一斉で実施され、本会においては、令和 2 年 3 月 25 日から緊急小口資金、5 月 13 日から総合支援資金の受付を開始しました。感染拡大防止のために原則郵送による申請としましたが、アルバイトで生計を立てていた日本語学校や専門学校の留学生等も含め感染症の影響を受けて困窮する人に対して、申請書の作成支援等のために特設会場を設け対応しました。変異株の出現等により感染症収束の見通しが立たないなか、最終的に実施期間は、受付開始から丸 2 年以上となる令和 4 年 9 月末日まで延長され、この間 30,000 件を超える申請を受け付けました。

## 日常生活自立支援事業（まもりーぶ）

日常生活自立支援事業は、福祉サービス利用援助事業を実施するために必要な事項を規定する社会福祉法第 81 条に基づく国庫補助上の名称で、都道府県・指定都市社協が実施主体となっています。

福祉サービス利用援助事業は、第二種社会福祉事業に位置付けられており、本会では、事務局内及び各区事務所に権利擁護センター（愛称：まもりーぶ仙台<sup>\*</sup>）を置き、認知症・知的障害・精神障害などで判断能力が十分でない方が、地域で福祉サービスを適切に利用し自立した生活を送れるよう、センターの専門員の作成した支援計画に基づいて、生活支援員が具体的な支援を行っています。

※「まもりーぶ」とは、権利を「まもる」と信頼を意味する「BELIEVE（びりーぶ）」を組み合わせた造語です。

## 事業創設の経緯

本事業は、介護保険制度の導入や社会福祉法の改正により、「措置」から「契約」へと社会福祉制度が移行するなか、平成 10 年の中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会（中間まとめ）において、適切なサービス利用を可能とする制度の必要性が指摘されたことを受け、自らの判断でサービスを利用することが困難な方の福祉サービス利用を支援するため、平成 11 年 10 月に地域福祉権利擁護事業として誕生しました。

全国どこでも援助を受けられる体制整備が求められたことから、事業実施主体は、全国的なネットワークを有する都道府県社協となり、本会は、同年 11 月に宮城県社協から委託を受けて「仙台市権利擁護相談センター」（愛称：まもりーぶ仙台）を開設し、事業を開始しました。

**仙台市権利擁護相談センター**  **まもりーぶ仙台** **11月15日オープン**

去る11月15日、仙台市福祉プラザ6階（仙台市社会福祉協議会内）に仙台市権利擁護相談センター「愛称：まもりーぶ仙台」がオープンしました。まもりーぶ仙台では、仙台市内に居住する痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者などで判断能力の十分ではない方が、地域で福祉サービスを適切に利用し、自立した生活が送られるよう支援するため、次の事業を展開していきます。

**相談事業**

相談事業は、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者やその家族、親族などの関係者からの権利擁護に係る相談に応じ、必要な場合は弁護士等による法律相談（予約制）を行います。（ご相談は無料です。）

相談日：月曜日～金曜日 9：30～16：00



仙台市権利擁護相談センター開所式の様子  
平成11年12月1日発行「社協だより第59号」より

## 事業の変遷

平成 13 年には、本会の各区事務所に区権利擁護センターを設置し、窓口を拡充しました。その後、平成 15 年に厚生省（現在の厚生労働省）の通知により、政令指定都市社協も事業実施主体に位置付けられたことから、本会も事業実施主体となり、「仙台市権利擁護センター」（愛称：まもりーぶ仙台）に改称しました。

平成 19 年には、国の実施要領変更に伴い、事業名称が地域福祉権利擁護事業から日常生活自立支援事業に改められました。

本会では平成29年に、今後の事業の望ましいあり方や安定的かつ継続的なサービスを提供するために「日常生活自立支援事業あり方検討会」を設置し、事業対象者へのいち早いサービスの提供、福祉サービスを利用した自立に向けた支援、生活支援員の確保など必要な事項等を5年間にわたり検討しました。

## 事業の内容

現在提供しているサービスは、次のとおりです。

### 利用援助サービス

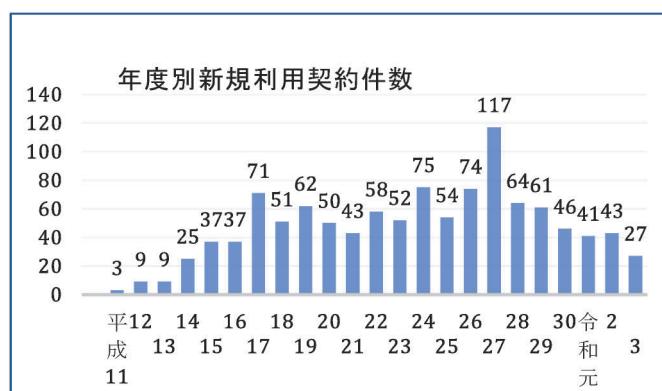
- ・事業者から提供されているサービス内容の確認、苦情申し立ての際の支援
- ・区役所などから送られてくる郵便物の確認、手続きの支援

### 金銭管理サービス

- ・家賃や公共料金の支払いの支援
- ・計画的な生活費の出納支援
- ・年金や福祉手当の入金確認

### あずかりサービス

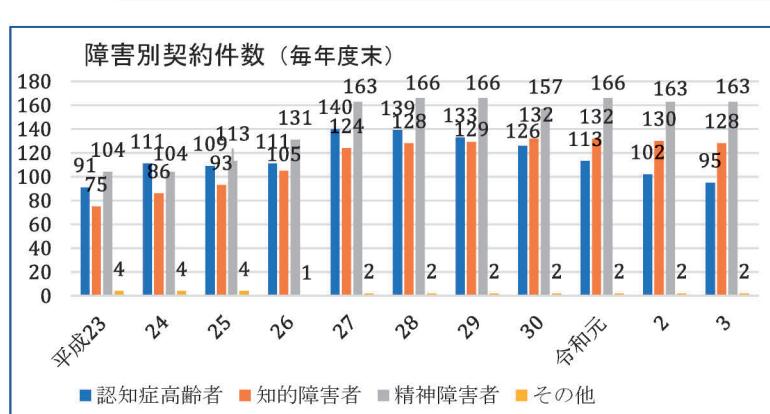
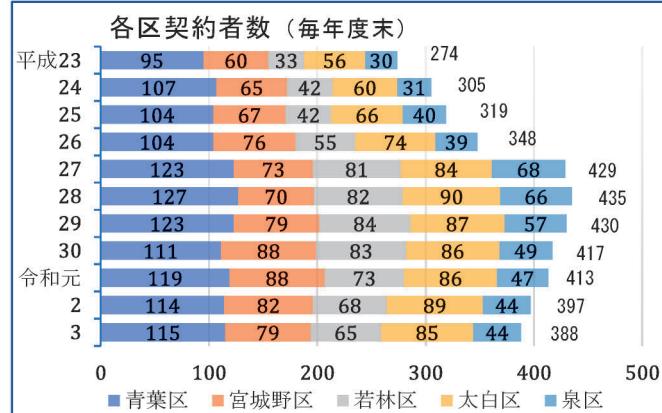
契約している金融機関の貸金庫に通帳などの保管（預金通帳、年金証書、実印、印鑑登録証、不動産登記済証書等）



## 事業の現在の姿

利用者数（各年度末）は、平成29年度以降、潜在的なニーズはあるものの、解約件数が新規契約件数を上回っているため通減している状況にあります。

また、利用者の傾向としては、比較的若年で契約し、利用期間が長期化する傾向のある精神障害者と知的障害者の比率が高まっています。



## 成年後見総合センター

成年後見制度は、判断能力が十分でない成年者の財産や権利を保護する仕組みとして、平成 12 年 4 月に従来の禁治産者・準禁治産者制度に代わり制度化されました。

介護保険制度では、それまでの行政により利用が決定される措置制度から、利用者とサービス提供事業者との間の契約によって福祉サービスを利用することになることから、契約当事者としての能力が欠如している認知症高齢者の契約という法律行為を支援するため、成年後見関連四法（民法の一部を改正する法律・任意後見契約に関する法律・民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律・後見登記等に関する法律）が、介護保険法と同時に施行されました。

本会では、仙台市成年後見総合センターを設置し、成年後見制度に関する相談援助をはじめ、制度の普及啓発、市民後見人の養成・支援などに取り組んでいます。

## 事業創設の経緯

制度が始まった当初は、制度に対する正しい理解と普及が十分に進んでおらず、地域包括支援センター等においては、高齢者虐待や成年後見制度の利用支援などの課題対応に苦慮しているところもあり、実際に相談にあたる社会福祉士などのなかには、相談援助に不安を抱えている方も少なくありませんでした。

そのような状況を踏まえて、本会が事務局を担う仙台市成年後見サポート推進協議会での議論や、第1回成年後見セミナーのアンケート結果及び調査等を経て、専門的な相談窓口の必要性が高まり、平成 19 年 6 月 1 日、仙台市権利擁護センターに併設する形で仙台市成年後見総合センターを設置しました。

## 事業の変遷

平成 17 年に本会や仙台市、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の専門職団体は、仙台市成年後見サポート連絡協議会を発足させ、本会がその事務局を担い制度理解の促進に向けた検討を開始しました。翌平成 18 年には、名称を「仙台市成年後見サポート推進協議会」に改称するとともに、第1回成年後見セミナーを開催し、アンケートや調査の結果等を踏まえ、平成 19 年に仙台市成年後見総合センターを開設しました。

平成 21 年には第 1 期市民後見人養成講座を実施（22 名が市民後見人候補者名簿に登録）し、平成 23 年に仙台市で初めての市民後見人が受任（宮城県では初めて、東北では 2 番目）されました。

平成 27 年には第 2 期市民後見人養成講座を実施（27 名が市民後見人候補者名簿に登録）し、令和元年には、仙台市成年後見サポート推進協議会内に「成年後見制度利用促進検討部会」を設置し、権

利擁護体制の構築や地域連携ネットワーク、中核機関の体制整備及び市民後見人の今後のあり方等について検討し、仙台市へ提言しました。また、令和2年に「権利擁護推進検討部会」を設置し、権利擁護体制の構築、その構築に向けた仙台市成年後見サポート推進協議会の変革等について検討し、改めて仙台市へ提言しました。

さらに、令和3年には第3期市民後見人養成講座を実施し、19名が市民後見人候補者名簿に登録しました。

## 事業の内容

### 相談・援助

- ・市民や高齢者・障害者等の福祉関係機関・団体（相談機関や施設、病院等）などから申立てに関する相談を受け、必要な情報の提供や整理、助言等による申立て支援
- ・本人が自立した生活を送るために求められる支援者の役割や後見活動の整理
- ・各関係機関と連携しての相談支援や助言

※相談業務は、特定非営利活動法人ぬくもりの里のせんだい・みやぎ成年後見支援ネットに委託し、専門の相談員を配置（令和3年度で委託契約は終了）

### 広報・啓発等

- ・成年後見制度の利用促進に関する啓発（広報誌の発行やホームページに掲載）や提言等
- ・関係機関や各団体が行う研修会等への講師派遣

### 仙台市成年後見サポート推進協議会事務局

- ・部会による市民後見や制度の利用促進に関する検討及び報告書の作成・提言
- ・成年後見セミナーの開催

### 市民後見人の監督と支援

- ・市民後見人養成研修、継続研修の実施
- ・本会が市民後見人の後見監督人となり、市民後見人の監督とその活動を支援

市民後見人 年度別受任等の状況（単位：人）

令和4年3月末日現在

	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令01	令02	令03	合計
新規受任	0	1	2	3	4	3	2	2	1	4	1	1	24
受任終了	0	1	0	0	1	1	2	2	0	2	2	2	13
登録辞退	4	0	1	0	1	1	1	0	1	4	3	7	23

※3期にわたって開催した市民後見人養成講座を修了し、候補者名簿に登録した者は68名。

※このうち、受任しないまま候補者名簿の登録を辞退した者は23名。